

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和7年
2月3日
(月曜日)

目次

○告示
森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課）



山口県告示第三十号

令和七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和七年二月三日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

| | | | |
|----------------|---|----------------|------------------|
| 同一の単位とされる集団の区域 | 行政単位数区域 | 許可をすべき皆伐面積の限度 | 土砂流出防備保安林 |
| 阿北地区 | 萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。）阿武郡阿武町 | 一四五・三六 | 一三三・八三 |
| 橋本川 | 萩市（平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。）山口市（平成二十二年一月十五日における阿武郡阿東町の区域に限る。） | 九八二・五五 | 二七六・三九 |
| | | 水源涵養保安林（ヘクタール） | 土砂流出防備保安林（ヘクタール） |

二 魚つき保安林

| | | | |
|----------|--|--------|--------|
| 大津地区 | 長門市 | 四五二・五四 | 一八〇・九八 |
| 豊浦地区 | 下関市 | 三八二・六六 | 二〇五・二四 |
| 厚東川・厚狭川 | 宇部市 美祢市 山陽小野田市 | 六八九・〇一 | 二五八・九二 |
| 樫野川 | 山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋徳町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。） | 二九〇・七〇 | 三五五・六二 |
| 佐波川 | 山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市 | 七六八・二三 | 三八三・四二 |
| 徳山地区 | 下松市 周南市（平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。） | 四二二・七一 | 一八九・九六 |
| 田布施川・島田川 | 光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡上関町、田布施町及び平生町 | 一・九四 | 八四・五六 |
| 由宇川・柳井川 | 岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村） 柳井市 | 一四・六六 | 一八六・〇四 |
| 錦川下流 | 岩国市（平成十八年三月十九日における岩国市及び玖珂郡本郷村） 錦町、美川町及び玖珂郡和木町 | 五五八・七〇 | 一四三・五四 |
| 大島地区 | 大島郡周防大島町 | — | 六・九八 |

三 保健保安林

| | | | | |
|----------------|-----------------------|---------------|-----------------|---------------|
| 同一の単位とされる集団の区域 | 同一の単位数とされる集団の区域 | 許可をすべき皆伐面積の限度 | 同一の単位数とされる集団の区域 | 許可をすべき皆伐面積の限度 |
| 山口県 | 同一の単位とされる集団の区域（ヘクタール） | 一三四・七〇 | — | — |
| 下関市 | 周南市 | 〇・五〇 | 岩国市 | 二・〇六 |
| 長門市 | 下松市 | 三・二八 | 柳井市 | 二・〇六 |
| 萩市 | 防府市 | 三・九〇 | 平生町 | 〇・七二 |
| 阿武町 | 宇部市 | 〇・一二 | 上関町 | 九・〇二 |
| | | | 周防大島町 | 一一・五〇 |

令和七年二月三日印刷

発行人所

山口県知事庁